

教育・保育施設等事故報告書

基本情報								
事故報告回数				施設・事業所名称				
事故報告年月日				施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				
事故に遭った子どもの情報								
子どもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)				子どもの性別				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等 (放課後児童クラブは子どもの学年を選択)				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)								
事故発生時の状況								
事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のことどもの人数			事故発生時の 教育・保育等従事者数		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員・助産師等			
事故発生時のことどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

[\(兵庫県追記\)集合契約の場合は、事業所→施設所在地市町一県を経由して国に報告を行います。](#)

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

(様式9号 裏)

教育・保育施設等事故報告書

ソフト面						
事故防止マニュアル		具体的な内容				
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)		具体的な内容		
職員配置		具体的な内容				
その他の要因・分析・特記事項						
改善策【必須】						

ハード面				
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的な内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的な内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的な内容
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

環境面				
教育・保育等の状況		具体的な内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

人的面				
対象児の動き		具体的な内容		
担当職員の動き		具体的な内容		
他の職員の動き		具体的な内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

自治体コメント【必須】				
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)				

【施設・事業所別の報告先】				
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)			
→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikkankyou.kenzen@cfa.go.jp)	→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikkankyou.kenzen@cfa.go.jp)			
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業			
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikkankyou.kosodate@cfa.go.jp)			
→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑦ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)			
③ 特別支援学校幼稚部	→ こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係(hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp)			
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	⑧ 座後ケア事業			
→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	→ こども家庭庁母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)			
【全施設・事業所共通の報告先】				
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)				

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。